

研究

主幹教授制度

九州大学は、学術憲章に示されているように、人類が長きにわたって遂行してきた真理探究とそこに結実した叡智を尊び、これを将来に伝えてゆくとともに、諸々の学問における伝統を基盤として新しい展望を開き、世界に誇り得る先進的な知的成果を生み出してゆくことを使命としています。そのためには、自由闊達な発想と洞察をもって、常に高みを目指し、新しい地平を切り開いてゆく挑戦が求められます。

主幹教授制度は、このような高度の研究活動を推奨し、支援し、さらに活性化するために、本学の教授のうち、その専門分野において極めて高い業績を有し、かつ、本学の研究戦略の先導的な役割を担う者に「主幹教授」の称号を付与するものです。

主幹教授の称号を付与される者の要件としては、本学の教授のうち、専門分野における業績が極めて顕著であり、将来にわたり本学の研究活動の推進に中核的な役割を果たすことが期待されるもので、かつ、原則として、科学研究費助成事業の大型種目（特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究（S）、基盤研究（A）（ただし、人文社会科学系に限ります。）、学術創成研究費）や大型研究プロジェクトなどに採択された代表者となります。

主幹教授には、上記の要件を満たす研究プロジェクトの実施期間において、給与面での優遇措置、先導的学術研究拠点（当該研究プロジェクトを推進する先導的学術研究センターをいう。）を設置、外国人研究者を招へいする経費を全学的に支援します。な

お、外国人研究者を招へいした場合は、本学の国際教育を充実させるため、深い見地を活かし、基幹教育、関連する学府・学部教育における国際教育に係る授業科目を担当していただきます。

★もっと詳しく知るには

- ・主幹教授制度について

<http://www.kyushu-u.ac.jp/Qdai-only/rule/zenbun/2008sonota038.pdf>

◆問合せ先

- ・制度全般について

研究推進部学術研究推進課企画係

092-802-2323

- ・先導的学術研究拠点の設置について

企画部企画課企画係 092-802-2179

- ・外国人研究者の雇用経費等について

財務部財務企画課総括予算係 092-802-2341

科学研究費助成事業

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に進展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピア・レビュー（注1）による審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

（注1）ピア・レビュー…専門分野の近い研究者による学問的

本学の教授で、極めて高い業績を有し、かつ、
本学の研究戦略の先導的な役割を担う者に主幹教授の称号付与



意義についての評価。延べ約6千人の研究者が、書面審査、合議審査及びヒアリングに関わっています。

科学研究費助成事業では、若手研究者の自立を支援する「若手研究」や、学問の新たな領域の形成や挑戦的な研究を支援する「新学術領域研究」や「挑戦的萌芽研究」など、研究の段階や規模に応じて、応募・審査をしやすいするため、様々な「研究種目」が設定されています。

*応募スケジュール

例年、9月に文部科学省及び日本学術振興会から「公募要領」が公表され、応募が開始されます。(例年、11月中旬頃が応募締切り日となります。)、応募者は、【科研費 電子申請システム】により応募手続きを行います。

審査員による審査後、翌年度4月(注2)に研究機関長あてに審査結果が通知されます。

(注2) 審査にヒアリングを含む研究種目については、審査結果の通知時期が異なります。詳細は公募要領に記載されています。

*科学研究費助成事業の応募についてはこちらのHPから(注3)

【科研費 電子申請システム】

<http://www.shinsei.jsps.go.jp/kaken/index.html>

(注3) 応募の際は事前にシステムにログインするためのID・パスワードの発行手続きが必要です。

詳細は所属部局の科学研究費助成事業事務担当係(下記一覧参照)にお問い合わせください。

*基金化について

年度にとらわれずに研究費の使用ができるよう、平成23年度に日本学術振興会に基金が創設されました。

それにより、基金化した種目では、複数年間の研究期間全体を通じた研究費が確保されているため、研究の進展に合わせた研究費の前倒し及び次年度使用など、会計年度にとらわれない研究費の柔軟な執行が可能となりました。

★もっと詳しく知るには

- ・ 文部科学省 科学研究費助成事業 HP
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm
- ・ 日本学術振興会 科学研究費助成事業 HP
<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>
- ・ 九州大学 研究支援 Web
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/research-info/kaken/>
- ・ 九州大学 学術研究推進支援機構 HP
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

- ・ 科学研究費助成事業の事務手続きについて
各部局の科学研究費助成事業事務担当係(下記一覧参照)
- ・ 科学研究費助成事業制度、事務手続き全般について
研究推進部学術研究推進課研究資金係
092-802-2328、2329

平成27年度科学研究費助成事業等事務担当者一覧

2015/10/27

部局等名	事務担当係	TEL (内線)	FAX	メールアドレス
人文科学研究院	貝塚地区総務課学術係	(箱崎 99) 8830	99-2349	kasgaku@jimu.kyushu-u.ac.jp
附属図書館付設記録資料館 (九州文化史資料部門)				
人間環境学研究院		(箱崎 99) 7356		
法学研究院				
経済学研究院	附属図書館事務部付設記録資料館	(箱崎 99) 2511	99-2507	sekitan@jimu.kyushu-u.ac.jp
附属図書館付設記録資料館 (産業経済資料部門)				
理学研究院	理学部等事務部学術企画係	(伊都 90) 4007	90-4005	rixkenkyo@jimu.kyushu-u.ac.jp
数理学研究院				
その他部局等 (理)				
アイソトープ統合安全管理センター (箱崎地区)				
総合研究博物館				
国際宇宙天気科学・教育センター				
マス・フォア・インダストリ研究所				
先端素粒子物理研究センター				
高等研究院 (理)				
量子ナノスピ物性研究センター				
アイソトープ総合センター (伊都地区)				

生体防御医学研究所	医科学部等事務部学術協力課研究戦略係	(馬出 91) 6782、 6780	91-6776	ijkkaken@jimu. kyushu-u.ac.jp
医学研究院				
薬学研究院				
歯学研究院				
アイソトープ総合センター（馬出地区）				
環境発達医学研究センター				
免疫機構研究センター				
癌幹細胞研究センター				
高等研究院（医系）				
循環器病未来医療研究センター	その他部局等（医）	(馬出 91) 7365		ijksenryaku@jimu. kyushu-u.ac.jp
動的構造生命科学センター				
先端医療イノベーションセンター	特定大型研究支援センター馬出地区研究 支援室運営支援係	(馬出 91) 4982	91-6405	mdtsien@jimu. kyushu-u.ac.jp
先端融合医療レドックスナビ研究拠点	特定大型研究支援センターレドックスナ ビ研究拠点特別支援室庶務係	(馬出 91) 6862	91-6024	rnakensien@jimu. kyushu-u.ac.jp
先端融合医療創成センター				
工学研究院	工学部等総務課研究企画係	(伊都 90) 2730	90-2712	kenkyo@ kj.kyushu-u.ac.jp
システム情報科学研究所				
システムL S I 研究センター				
超伝導システム科学研究センター				
未来化学創造センター				
鉄鋼リサーチセンター				
日本エジプト科学技術連携センター				
プラズマナノ界面工学センター				
バイオメカニクス研究センター				
中央分析センター（伊都地区）				
分子システムデバイス国際リーダー教 育センター				
味覚・嗅覚センサ研究開発センター				
高等研究院（工）				
分子システム科学センター				
小分子エネルギーセンター				
革新的マーケットデザイン研究センター		(伊都 90) 7755		
水素エネルギー国際研究センター	伊都共通事務部総務・大型研究支援課学 術研究支援係	(伊都 90) 2405	90-2438	itoktsshien@jimu. kyushu-u.ac.jp
稲盛フロンティア研究センター				
最先端有機光エレクトロニクス研究セ ンター				
水素材料先端科学研究センター				
共進化社会システム創成拠点				
次世代燃料電池産学連携研究センター	カーボンニュートラル・エネルギー国際研 究所支援部門研究支援・国際連携グループ	(伊都 90) 7445	90-6939	wpikenkyu@jimu. kyushu-u.ac.jp
カーボンニュートラル・エネルギー国 際研究所				
芸術工学研究院				
高等研究院（芸工）	芸術工学部事務部総務課企画・広報係	(大橋 95) 4570	95-4593	gkskenkyo@jimu. kyushu-u.ac.jp
農学研究院	農学部事務部戦略企画係	(箱崎 99) 8906	99-2804	noxsksubsidy@ jimu.kyushu-u.ac.jp
附属農場、附属演習林				
生物環境利用推進センター				
熱帯農学研究センター				
有体物管理センター				
高等研究院（農）				
比較社会文化研究院	地球社会統合科学府等庶務係	(伊都 90) 5765	90-5791	hbssyomu@jimu. kyushu-u.ac.jp
言語文化研究院				
基幹教育院	学務部基幹教育課運営支援係	(伊都 90) 5921	90-5990	gazsomu@jimu. kyushu-u.ac.jp
総合理工学研究院	筑紫地区事務部庶務課研究協力係	(筑紫 93) 7504	93-7060	srskaken@jimu. kyushu-u.ac.jp
応用力学研究所				
先導物質化学研究所（筑紫地区）				
先導物質化学研究所（旧箱崎地区）				
中央分析センター（筑紫地区）				
産学連携センター				
炭素資源国際教育研究センター				
シンクロtron光利用研究センター				
グリーンアジア国際リーダー教育センター				
伊藤極限プラズマ研究連携センター				
エネルギー基盤技術国際教育研究センター				
高等研究院（筑紫）		(筑紫 93) 8304		

情報基盤研究開発センター	情報システム部情報企画課企画総務グループ	(箱崎 99) 8226	99-2294	ogssyomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
附属図書館	附属図書館事務部図書館企画課庶務係	(箱崎 99) 8250	99-2330	tokshomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
持続可能な社会のための決断科学センター	決断科学大学院プログラム支援室	(伊都 90) 6048	90-6057	ketsudan@jimu.kyushu-u.ac.jp
大学病院	病院事務部戦略企画課研究支援係	(馬出 91) 3574 (馬出 91) 5047	91-5008	byssien@jimu.kyushu-u.ac.jp
医学研究院等（病院以外の医）	医系学部事務部財務課経理第一係	(馬出 91) 6006 (6704)	91-6022	ijzkeiri1@jimu.kyushu-u.ac.jp
医学研究院等（病院以外の医以外）	医系学部事務部財務課経理第二係	(馬出 91) 6005 (6027)	91-6022	ijzkeiri2@jimu.kyushu-u.ac.jp
留学生センター	国際部国際企画課国際交流係	(伊都 90) 2218	90-2225	intlkkoryu@jimu.kyushu-u.ac.jp
アジア太平洋未来研究センター				
韓国研究センター				
大学評価情報室	企画部企画課調査係	(伊都 90) 7026	90-2178	kikchosa@jimu.kyushu-u.ac.jp
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	産学・社会連携課連携企画室連携企画係	092-832-2122	092-832-2146	snsrenkei@jimu.kyushu-u.ac.jp
学術研究・産学官連携本部	学術研究推進課研究資金係	(伊都 90) 2329	90-2390	sykkaken@jimu.kyushu-u.ac.jp
新キャンパス計画推進室	施設部施設企画課総務係	(箱崎 99) 2213	99-2207	ssksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
科学技術イノベーション政策教育研究センター	学務部学務企画課総務係	(伊都 90) 5924	90-5990	gagsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
教育改革企画支援室				
大学文書館	総務部総務課総務第三係	(箱崎 99) 2292	99-7646	syssomu3@jimu.kyushu-u.ac.jp
環境安全衛生推進室	総務部職場環境室安全衛生係	(伊都 90) 2263	90-2239	syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp
男女共同参画推進室	総務部職場環境室職場環境係	(伊都 90) 2262	90-2239	syjshokuba@jimu.kyushu-u.ac.jp
百年史編集室	総務部同窓生・基金課基金事業係	(伊都 90) 2153	90-2149	sykkikin@jimu.kyushu-u.ac.jp

競争的資金制度

競争的資金とは、第3期科学技術基本計画において定義されているとおり「資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し研究者等に配分する研究開発資金」のことを指します。

つまり、競争的資金は研究者の実績と創意を評価して個人の研究を支援することにより、研究者の能力を最大限に発揮させ、世界最高水準の研究成果を創出するとともに、競争的な研究環境の形成に寄与するための根幹的な研究資金です。

★もっと詳しく知るには

- ・「競争的資金制度一覧」はこちらのHPから
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>
 - ・競争的資金の応募についてはこちらのHPから(注)
【府省共通研究開発管理システム(「以下、e-Rad」)】
<http://www.e-rad.go.jp/>
- (注) 応募に際してはe-Radによる応募手続の他に、

併せて紙媒体での申請も必要となる場合がありますので、事前に、所属部局の研究協力関係事務を所掌している係にお問い合わせください。

- ・九州大学 学術研究推進支援機構 HP

<http://ura.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

研究推進部学術研究推進課研究資金係
092-802-2327

研究助成金

研究助成金とは、民間の財団法人等が、各々の財団ごとに、研究助成金の趣旨や研究助成の対象分野、助成金額を定め、募集を行う制度です。

各研究者は、各々の研究助成金の内容や対象等を「応募要項」等で確認し、各自で、各研究助成金の趣旨にあったものに応募します。

募集を行った財団法人等は、応募者から送付された申請書(応募書類)を、各財団の定めた選考基準に照らして審査を行い、助成対象者を決定します。

なお、各研究助成金が以下のいずれかの条件を満たす場合は、大学へ寄附し経費管理を行わなくてはなりません。

- (1) 当該職員の職務上の教育研究活動等を奨励するもの
- (2) 当該職員が個人の資格で行う研究活動等を本学の施設又は設備を使用して行うもの

★もっと詳しく知るには

・応募について

助成金等の募集情報

<http://ura.kyushu-u.ac.jp/research-info/fundsearch>

注意！ 研究助成金の中には、応募時に総長推薦が必要な助成金、部局長推薦が必要な助成金、大学ごとに申請件数に制限がある助成金（(例) 九州大学で1件等）があります。

その場合は、学内で推薦に係る事務手続きや応募者の調整を行う必要がありますので、それらの条件のある助成金に応募される場合は、事前に、所属部局の研究協力関係事務を所掌している係にお問い合わせ下さい。

・経費管理について

国立大学法人九州大学寄附金取扱規程（第7編 会計—第1章 会計規則）

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>

◆問合せ先

・応募について

研究推進部学術研究推進課研究資金係
092-802-2327

・経費管理について

所属する部局の経理担当係

P&P（教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト）

P&P（教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト）は、九州大学として、一定の期間、研究費等の重点配分を行い、教育と研究の一層の発展を図ることを目的とするものです。集中的に支援することで、研究の一層の発展を促し、新たな競争的資金の獲得の原動力となっています。

○選定方針

P&Pでは、科研費など競争的資金の審査経験者・外部有識者などを審査委員に配置すると共に、計画の将来性・発展性を考慮し、特定の学問分野、研究領域等に偏らず、幅広い分野の優れた研究課題を選定するよう留意しています。

注意！ P&Pの募集要領は研究動向を踏まえて種目の変更を行っております。各種目の性格、申請額、採択件数などは各年度により異なることがあるため、申請の際は必ず、下記P&Pホームページを参照いただくか、下記にお問い合わせください。

★もっと詳しく知るには

・P&Pホームページ

<http://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher/page.php?code=8&side=04>

◆問合せ先

・研究推進部学術研究推進課企画係
TEL：092-802-2323

※上記の内容は平成27年度まで実施した制度についてのものです。

平成28年度以降の同制度については、現在、内容の見直しを検討しているところであり、新制度に関する情報は内容が確定し次第HP等でお知らせする予定です。

国際交流（教員・研究者）

九州大学では、国際的な教員・研究者間の交流を活発に行うため、「スーパーグローバル大学等事業」、「留学生30万人計画」などを推進するとともに、派遣・招へい等の各種支援事業を積極的に実施しています。

○教員・研究者の国際交流状況（派遣・受入）

九州大学における教員の海外派遣、外国人数員数及び外国人研究者の受入状況、海外の協定締結校については以下に示すとおりです。

*本学教員・研究者の海外派遣数

海外派遣研究者数の推移

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
短期派遣者数 (30日以内)	2,665	4,114	3,813	3,900	3,570
増減数(前年度比)	-111	1,449	-301	87	-330
長期派遣者数 (31日以上)	54	116	99	75	53
増減数(前年度比)	4	62	-17	-24	-22

出典：文部科学省「国際研究交流状況調査」

*外国人教員・研究者の受入数

外国人教員数の推移

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
5月1日現在の数	92	101	109	120	134
増減数(前年度比)	19	9	8	11	14

出典：九州大学総務部人事課

外国人研究者数の推移

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
短期受入者数 (30日以内)	649	686	778	730	652
増減数(前年度比)	-60	37	92	-48	-78
長期受入者数 (31日以上)	200	320	354	187	230
増減数(前年度比)	52	120	34	-167	43

出典：文部科学省「国際研究交流状況調査」

*協定校一覧

九州大学は大学間(学術：122機関、学生：113機関)、部局間(学術：249機関、学生：147機関)の協定を締結しています(平成27年12月1日現在)。

現在の協定締結状況について

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/worldmap.php/>

大学間 学術・学生交流協定一覧

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/agree-list1.php>

部局間 学術・学生交流状況一覧

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/agree-list2.php>

○外国人教員・研究者の受入

海外からの優秀な人材の受け入れを積極的に推進し、最先端の研究情報を取り入れながら大学の国際競争力の強化を目指しています。

*外国人教員・研究者の受入支援(外国人留学生・研究者サポートセンター関係)

急増する外国人留学生や研究者の受入を円滑に行うため、受入の諸手続き、生活支援及び英訳の支援を行う「外国人留学生・研究者サポートセンター」を、各キャンパスに設置しています。

*事務手続きの窓口(各部局及び国際部)

事務手続きについては各部局の国際交流担当係へお問い合わせください。

また、上記「外国人留学生・研究者サポートセンター」の問合せ先については次の URL を参照してください。

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/contact>

○国際協力

アジア重視戦略を掲げる本学は、アジアを中心とする開発途上国に対する教育・研究、技術開発、人材育成をこれまで持続的に展開してきました。本学は国際協力機構(JICA)との連携を通じたプロジェクトや二国間のパートナーシップに基づく海外の大学設立への協力などを実施しています。

また、本学による国際協力活動に取り組む教員のデータベースを公開しています。

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/coopact/search.php>

* JICA等を通じた国際協力への取り組み例

(1) JICA関連事業

ASEAN工学系高等教育ネットワーク(Seed-Net)

ハサヌディン大学(インドネシア)工学部研究・連携基盤強化プロジェクト

ICTの高度活用によるBOP層農民の組織化支援(バングラディシュ)

- ・工学系高等教育支援事業(モンゴル)

- ・高効率燃料電池と再生バイオマスを融合させた地域内エネルギー循環システムの構築(ベトナム)

(2) 二国間のパートナーシップに基づく海外の大学設立への協力

エジプト日本科学技術大学 (E-JUST)
マレーシア日本国際工科院 (MJIT)
インド工科大学 (IIT) ハイデラバード校

○外部資金

国際展開に必要な外部資金の情報は、
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/index.htm>
(国際部 Web サイトの教職員向け情報：各種助成制度、日本学術振興会) をご覧下さい。

* JICA や JSPS 等の国際交流関係事業への申請手続き・窓口の紹介

- ・ JICA に関する窓口
国際交流推進室 092-802-2282
intlkaigai@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・ JSPS に関する窓口
国際部国際企画課 国際交流係
092-802-2218、2219
intlkoryu2@jimu.kyushu-u.ac.jp
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/gakushin/appli.htm>

○組織・職名の英語呼称

日本語	英語	日本語	英語
教授	Professor	助教	Assistant Professor
准教授	Associate Professor	准助教	Research Associate
講師	Lecturer	助手(教務助手)	Research Associate

九州大学における組織・職名の英語訳は、国際交流専門委員会において承認され、その使用を推奨しています。

その他については

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/eigokosho> をご覧ください。

★もっと詳しく知るには

- ・ 国際部 Web サイト内の教職員向け情報
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher>
- ・ 外国人留学生・研究者サポートセンター Web サイト
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/>

◆問合せ先

- ・ 外国人教員・研究者の受入 / 外部資金 / 職名の

英語呼称について
国際部国際企画課 国際交流係
092-802-2218、2219
intlkoryu@jimu.kyushu-u.ac.jp

- ・ 国際開発協力について
国際交流推進室 092-802-2282
intlkaigai@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・ 外国人留学生・研究者サポートセンターについて
国際部外国人留学生・研究者サポートセンター
092-802-2280
intlgrksc@jimu.kyushu-u.ac.jp

適正な研究活動の推進

今日の科学研究が限りなく専門化を深め複雑かつ多様な研究方法・手段を駆使して行われる結果、科学的成果・知見が飛躍的に増大していく反面、科学者同士でさえ、互いに研究活動の実態を把握しにくい状況となっていることから、科学者が公正に研究を進めることが従来以上に重要になってきています。

また、厳しい財政事情にもかかわらず、未来への先行投資として、国費による研究費支援の増加が図られている中においては、貴重な国費を効果的に活用する意味でも、研究活動の公正性の確保がより一層強く求められています。

しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、昨今それらの不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、平成26年8月に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学大臣決定)が公表されたことを受け、不正行為を事前に防止し、適正な研究活動を推進するため、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教育を実施することが求められています。

本学においても、新ガイドラインを踏まえ、関係規程を見直し、また、各部局に研究倫理教育責任者を配置し、研究倫理教育責任者が各部局の研究者等に対し、研究倫理教育の実施及び受講管理を行う等の整備をするなど、対応を強化しています。

○行動基準

九州大学における研究に従事する教職員、学生等、全ての研究者は、九州大学学術憲章に則り、より善き知の探求と創造・展開の拠点である九州大学の一

員であることを自覚し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応え得る研究活動の遂行に努めなければなりません。

＜研究者の基本的責任及び姿勢＞

- (1) 研究者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
- (2) 研究者は、捏造、改ざん、盗用等の研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を行わず、また加担及び黙認しない。
- (3) 研究者は、研究活動の実施及び研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。

＜研究活動に関して守るべき作法等＞

研究者は、健全な研究活動を保持し、適正な研究環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本学における研究活動において生み出された成果やその根拠となるデータ等は、研究者個人の私的なものではなく、公的なものであるという意識を持つとともに、その記録や保存等については、国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程(平成21年度九大就規第14号)第3条第3項に基づき作成するガイドラインに基づき、適切な管理及び指導を徹底すること。
- (2) 共同研究においては、個々の研究者が、それぞれ役割分担・責任を明確にするとともに、研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者は、研究内容や研究成果を適宜、適切に確認すること。
- (3) 研究成果の発表物(論文)において、著者としての要件を満たさない者を著者とするあるいは、要件を満たす者を著者として記載しないなどの「不適切なオーサiership」や印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する「二重投稿」も不正行為となりうることから、論文発表の際には、研究者コミュニティや学術誌等の投稿規定などに十分留意すること。
- (4) 産学連携実施に伴い、利益相反が生じる可能性を持つ研究を遂行するに当たっては、研究実施主体の明確化と研究成果の管理など適切に対応すること。
- (5) 論文の査読において、理不尽に厳しくしたり、意図的に遅らせたりすることがないように、ま

た、競争的資金の審査において、申請者との間で審査に影響を与えるような関係がある場合は自ら辞退するなど、研究者倫理に基づく行動をとること。

○研究者とは

- (1) 教員、学生その他の本学において研究に従事する者
- (2) 本学において研究指導を受ける者
- (3) 本学の施設設備を利用する者
- (4) (1)～(3)までに掲げる者であった者

○不正行為とは

次に掲げる研究活動上の行為(故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。)

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) その他 虚偽の記述等又は(1)、(2)若しくは(3)に準ずる行為
- (5) 上記の行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

○研究倫理教育の実施

本学では、適正な研究活動を推進するため、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための教育として「研究倫理教育」を実施しており、研究に従事する研究者等は、全学的に共通教材による「研究者共通教育」(教材:CITI Japan プロジェクトの「責任ある研究行為ダイジェスト」)の受講が義務付けられています。「研究者共通教育」は、e-learningにより受講することができますので、受講義務者は必ず受講してください。

また、研究分野の特性に応じた「分野別教育」が各部局において実施されている場合がありますので、あわせて受講するようにしてください。

＜研究者共通教育受講対象者＞

受講義務者：教員(特定有期教員を含む。)、研究推

進職(URA)、技術職員・医療職員のうち研究活動を行う者、学術研究員、研究補助者(テクニカルスタッフ、研究補助者として雇用する学生、技術補佐員等)、本学において科研費を申請する者、日本学術研究振興会特別研究員(SPD、PD)、大学院生(M、D)など直接研究に従事する者

受講推奨者：共同研究等により本学において一定期間研究活動を行う学外者、学部学生(特に研究室配属後の学部学生)、不正行為に係る申立窓口責任者、研究支援関係部署の事務職員

○研究データ等の適正な保存・管理について

本学において研究活動を行う者は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データ等について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明できるよう適正に保存するとともに、必要に応じ開示しなければいけません。

各部署では、本学の「研究データの保存等に関するガイドライン」に基づき、各部署における取扱いを定めています。所属部署の取扱いに従って、適正な保存・管理をお願いします。

(ガイドライン抜粋)

(1) 保存対象となる研究データ

論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等(研究データ等)

(2) 研究データの管理

研究データ等はそれらを生み出した研究者自身が責任を持って保存・管理(転出後等も定められた期間は同様)

(3) 保存方法

後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存(作成者、作成日時及び属性等を整備し検索等が可能となるよう留意)

(4) 保存期間

- ・実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間
→原則として、当該論文等の発表後10年間
- ・試料(実験試料、標本)や装置等、「もの」の保存期間
→原則として、当該論文等の発表後5年間

★もっと詳しく知るには

- ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(文部科学大臣決定)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm
- ・九州大学学術憲章
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/charter/research-j/>
- ・適正な研究活動の推進について(九州大学HP)
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/propulsion/>
- ・研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施について(九州大学HP)
http://ura.kyushu-u.ac.jp/kensen/kenkyuinfo/view.php?C_Code=64

◆問合せ先

- ・研究推進部学術研究推進課(研究倫理担当)又は総務係 092-802-2319、2320

○不正行為相談・申立窓口

※まず、研究推進部学術研究推進課(研究倫理担当)又は総務係にご相談ください。

窓 口	内線番号	メールアドレス
貝塚地区総務課長	箱崎 99-2351	kaskacho@jimu.
理学部等事務長	伊都 90-4001	rixjimch@jimu.
医系学部等学術協力課長	馬出 91-6771	ijkkacho@jimu.
病院戦略企画課長	馬出 91-5031	ibmkacho@jimu.
工学部等総務課長	伊都 90-2706	kookacho@jimu.
芸術工学部総務課長	大橋 95-4410	gskkacho@jimu.
農学部事務長	箱崎 99-2801	noxjimch@jimu.
地球社会統合科学府等事務長	伊都 90-5760	hbxjimch@jimu.
筑紫地区庶務課長	筑紫 93-7501	srskacho@jimu.
附属図書館図書館企画課長	箱崎 99-2323	tokkacho@jimu.
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所支援部門事務長	伊都 90-6931	i2cnerjimuch@i2cner.
研究推進部学術研究推進課長	伊都 90-2316	kiskacho@jimu.

※メールアドレスの末尾には、「kyushu-u.ac.jp」を記載してください。

研究費の適正な使用

研究費の不正使用は、いかなる理由によっても正当化されないものであり、研究者生命を脅かしかねない問題に止まらず、大学の責任が厳しく追及されるばかりか、国民の不信感を招き、ひいては国が推進する科学技術振興施策そのものへの信頼をも揺るがしかねない行為です。

研究に携わる職員は、研究費の性質及び使用ルール等の不十分な理解から生じる研究費の不正使用を防止するためにも、これらのことを十分理解したうえで研究活動を遂行することが必要となります。

○正しく研究費を使用するために

*研究費の定義と性質

研究費とは、研究遂行のための必要な経費に充てるための資金です。研究費には、研究者の研究に対して国や民間企業等から補助・助成されるもの、国や民間企業等から研究を委託され交付されるもの、民間企業等から寄附されるもの、学内の予算から配分されるものがあり、その種類によって守るべきルールが異なります。特に国や独立行政法人から交付される研究費は、それぞれに使用ルールが定められていますので、研究費を使用する際は、そのルールを確認してください。

*正しい研究費の使用

- ・研究費は、研究目的に沿って、公正性及び透明性を確保しつつ、経済的かつ効率的に使用してください。
- ・研究費を使用する時は、予め支出財源を明確にしてください。
- ・研究費の使用が年度末に集中しないよう、研究計画に沿った適切な時期に使用してください。
- ・研究費の不正使用は業者との親密な関係から発生することが多くあり、普段から高い倫理観をもって、節度ある行動をとってください。特に取引業者との打合せについてはオープンなスペースで行う等の配慮が必要となります。

※研究費の支出に係る手続きについては、このハンドブックの物品等の購入(P.126)、出張手続(P.129)の項も参照してください。

○研究費の不正・不適切使用(禁止事項)

研究費の不正・不適切使用(以下「研究費の不正使用」といいます。)とは、研究費を私的に流用又は着

服することのみならず、実態のない謝金・給与・旅費の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した使用をいいます。

*研究費を使用するにあたっての禁止事項

①カラ謝金(賃金・給与)

実際には作業が行われていないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(出勤簿等)を提出し、実態を伴わない謝金(賃金・給与)を支払わせる不正行為のこと。また、実態に基づき、適正に支給されたものであっても、その全部又は一部を研究室等が回収する還流行為は、不適切な行為となります。

(例) 研究者自らが行ったデータベース入力作業を、指導している学生がアルバイトとして行ったことにして、実態を伴わない賃金を支給させた。

②カラ出張及び出張費用の水増し請求

実際には出張を行っていないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(出張報告書等)を提出し、実態を伴わない旅費を請求する不正行為のこと。また、実際には不要な旅費を請求すること(水増し請求)も不正行為となります。

(例) 出張を取り止めたにもかかわらず、虚偽の出張報告書を提出して不正に旅費を請求した。

③カラ発注、書類の書き換え及び預け金

実際には納品がないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(請求書等)を提出し、実態を伴わない物件費を支払わせる不正行為のこと。また、カラ発注でなくとも請求書等の品目等を書き換えることや、カラ発注で捻出した資金を業者に管理させることも不正行為となります。

(例) 取引業者と共謀して、納品の実態がないにもかかわらず、大学に請求代金を支払わせた。

*寄附金・研究助成金の適正な経理(個人経理の禁止)

研究費は、研究者個人の発意で提案し、採択・交付されるものであっても、その原資は国民の税金であったり、その資金を職務として使用したりすることから、「研究機関」が適切に経理することが求められています。

競争的資金に限らず、財団法人などから研究者個人に直接交付される助成金であっても、職務上の教

育研究活動等を奨励するものや、大学の施設・設備を使用するものは、大学が適切に経理する必要がありますので、改めて大学に寄附手続きしてください。

なお、個人経理は、国立大学の評価において厳しく評定されるなど、大学経営に多大な影響を及ぼす不適切な経理であることに十分留意してください。

○研究費の不正使用に対する処分

研究費の不正使用を行った「個人」に対する処分だけではなく、「大学」が資金配分機関等から処分を受けることがあります。

<個人に対する処分>

- ・懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止など、学内規則に基づく懲戒処分を受けます。
- ・文科省等の資金配分機関より、競争的資金の交付対象から一定の期間除外される措置（応募制限措置）を受けます。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに 共謀した研究者（個人の利益を得る ための私的流用）	10年
不正使用を行った研究者及びそれに 共謀した研究者（私的流用以外の不正 使用）	1～5年
偽りその他不正な手段により競争的 資金を受給した研究者及びそれに共 謀した研究者	5年
不正使用に直接関与していないが善 管注意義務に違反して使用を行った 研究者	最大2年

- ・行為の悪質性が高い場合は、刑事告発又は民事訴訟などの法的措置を講じられることがあります。
- ・不正使用に関与した者の氏名・所属・不正使用の内容等が公表されます。
- ・故意又は重大な過失により本学に損害を与えたときは、その損害を弁償する責任を負います。（弁償責任）

<大学に対する処分・影響>

- ・体制整備に不備がある場合、大学全体に対する間接経費措置額の削減、競争的資金の配分停止が行われます。
- ・調査等に係る膨大な時間とコストが発生します。
- ・大学の社会的な信用が失墜します。

○研究費の使用における研究者の権限と責任

研究者は、予算の配分を受けることで「予算管理

者」となり、当該予算の管理及び執行に関する事務を委任され、予算の使途の決定などを行います。

研究者は、自らに配分された予算の管理責任者として、善良な管理者の注意をもって財務及び会計に関する事務を処理する義務があります。

○研究費の不正使用を防止するための取組

本学では、研究費を適正に管理するために文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「九州大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」や「九州大学研究費不正防止計画」を定め、研究費の不正使用防止に係る取組を実施しています。

○研究費の運営・管理に係るコンプライアンス教育

研究費の運営・管理に関わるすべての構成員は、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を受講することが義務付けられています。コンプライアンス教育はe-learningにて受講することができますので、受講義務者は必ず受講してください。また、受講推奨者についても、財務及び会計に関する事務を処理する者は積極的に受講してください。受講方法の詳細については、以下のホームページにてご確認ください。

「研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施について」（学内限定）

http://ura.kyushu-u.ac.jp/kensen/kenkyuinfo/view.php?C_Code=64

<コンプライアンス教育の受講対象者>

区分	対象者
受講義務者	①教員（特定有期含む。） ②教員以外の職員で研究費の運営・管理に関わる者（研究代表者、予算管理者、研究推進職（URA））
受講推奨者	受講義務者に該当しない職員

※職員以外の者（名誉教授、日本学術振興会特別研究員等）についても、研究費の運営・管理に関わる者（研究代表者）となる場合は受講義務者となります。

○研究費の不正使用情報の通報窓口

不正使用についての通報は、次のところで受け付けています。

九州大学監査室
〒819-0395 福岡市西区元岡744番地
TEL 092-802-6648

＜通報に当たっての留意事項＞

- ・原則として顕名によること。なお、通報者は、悪意に基づく通報であると認定されない限り、単に通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・通報するに足りる合理的な理由又は根拠を示してください。
- ・通報者は、不正使用の調査に対し、誠実に協力してください。
- ・悪意に基づく通報であると認定された場合には、原則として当該通報した者の氏名等を公表します。
- ・悪意に基づく通報など行為の悪質性が高いことが判明した場合は、刑事告発や民事訴訟などの法的措置を講じることがあります。

★もっと詳しく知るには

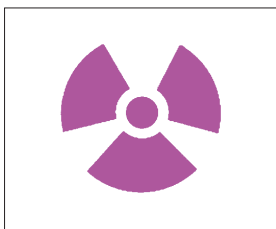
- ・研究費の不正防止について
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/prevention>
- ・研究費使用ハンドブック（学内限定）
<http://kenkyuhi-in.jimu.kyushu-u.ac.jp/handbook.pdf>
- ・九州大学における競争的資金等の不正使用に係る調査等に関する規程
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/181/1/2014kitei076.pdf>

◆問合せ先

- ・研究費の適正な使用について
財務部財務企画課財務企画係 092-802-2337
- ・研究費の不正使用情報の通報について
監査室 092-802-6648

放射線障害防止等

放射線や放射性同位元素等の利用に伴う有害な放射線障害の危険性から、放射線業務に従事する人や一般の人々を守るため、放射性物質を使用する際に



は、放射線障害防止法、原子炉等規制法などの法令を遵守しなければなりません。本学においても、九州大学放射線障害予防規則等を制定し、放射線障害の防止に努めています。

○放射性物質について

放射性物質とは、放射能（放射線を出す能力）を持つ物質の総称で、トリチウム、コバルト 60、ウラン、トリウムなど（これらにより汚染された物を含む。）がこれに該当します。これら物質は、「放射性同位元素」又は「核燃料物質、核原料物質」に大別されます。

①放射性同位元素

トリチウム、コバルト 60、セシウム 137 等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物をいいます。

②核燃料物質

天然ウラン、劣化ウラン、濃縮ウラン、トリウム、プルトニウムをいいます。

③核原料物質

ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質をいいます。

○放射線障害予防規程

放射性物質を研究・教育で使用するためには、九州大学放射線障害予防規則に則り、取扱部局等で定めている放射線障害予防規程を遵守しなければなりません。

放射線障害予防規程は、主に次の事項について規定しています。

- ①安全委員会の設置②放射線取扱主任者等の選任配置③施設設備等の点検④業務従事者の登録⑤使用前手続き⑥使用手順⑦使用後の処理⑧保管⑨廃棄⑩業務従事者に対する教育訓練⑪健康管理⑫被爆線量の測定⑬事故・危険時の措置⑭法等に違反したときの措置

＊放射性同位元素等取扱者登録に係る取扱施設

取扱施設
アイソトープ総合センター箱崎地区実験室
アイソトープ総合センター病院地区実験室及び病院地区学生実習室
アイソトープ総合センター伊都地区実験室
理学部等
医学部（医学部保健学科を除く。）
医学部保健学科
病院（別府病院を除く。）

別府病院
歯学部
薬学部
工学部等
農学部
地球社会統合科学府
総合理工学部等
生体防御医学研究所
応用力学研究所
先導物質化学研究所
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所
加速器・ビーム応用科学センター
稲盛フロンティア研究センター
先端医療イノベーションセンター
基幹教育院
水素材料先端科学研究センター

○取扱い等を始めるにあたって

放射性同位元素、放射線発生装置、表示付認証機器またはX線発生装置(加速電圧1,000 kV未満の電子顕微鏡を除く。)を取扱い、管理またはこれに付随する業務に従事しようとする場合は、放射線取扱者従事登録を行わなければなりません。

*新規登録手順

- ①所属部局長へ登録希望の申し出を行う。
- ②所属部局担当事務から、「登録申請カード」「ガラスバッジ申込書」「取扱者手帳」の配付を受ける。
- ③教育訓練の受講(アイソトープ統合安全管理センター、病院等の取扱施設で実施)
- ④「登録申請カード」「ガラスバッジ申込書」「取扱者手帳」に必要事項を記入し提出する。
- ⑤後日、部局事務から「健康診断日程通知」「電離放射線健康診断個人票」「電離放射線健康診断問診票」の配付を受ける。
- ⑥健康診断の受診(血液検査室、眼科)
- ⑦健康診断の結果通知(個人票、問診票の写しの交付)
- ⑧健康診断の結果を「取扱者手帳」に添付
- ⑨登録完了通知が交付される。
- ※⑤～⑧の手続きは、管理区域内での作業に従事する場合に必要。

○核燃料物質等の取扱い

核燃料物質・国際規制物資を使用しようとする場合、原子力規制委員会の許可を受ける必要があります。また、核燃料物質の使用者に対しては、保安措

置、計量管理、報告等の義務が課せられます。また、一定量以上の核燃料物質を使用する施設に対しては、各種検査や保安規定の認可など、厳しい安全規制が課されています。

★もっと詳しく知るには

- ・放射線障害防止法による安全規制(原子力規制委員会)
http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/
- ・核燃料物質の使用等の安全規制(原子力規制委員会)
<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/>
- ・国際規制物資の使用等の安全規制(原子力規制委員会)
<http://www.nsr.go.jp/activity/hoshousochi/>
- ・九州大学アイソトープ統合安全管理センター
<http://grad.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

研究推進部学術研究推進課管理係
092-802-2387、2388、2389、7137(内線)

動物実験

近年、世界各国において動物愛護の動きが高まり、一部の国では動物実験を行うに当たり国の認定や許可を必要としたり、実験施設を登録制にするなどの措置がとられています。

このように最近の海外での厳しい状況や国内の動物愛護の高まりを踏まえ、平成17年6月、議員立法により「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)」が改正され、平成18年6月に施行されました。

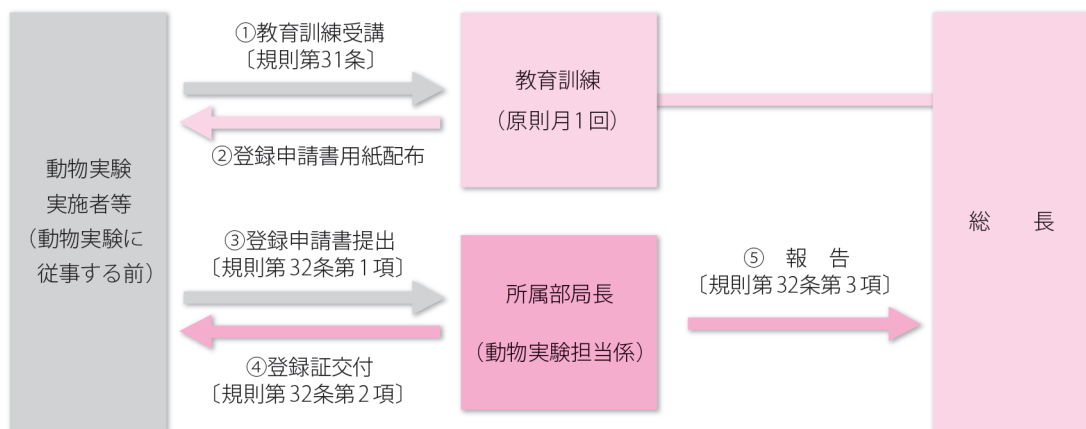
この法律における動物実験等については、第41条において3Rの概念を明記しReplacement(代替法)およびReduction(数の低減)を配慮事項とし、Refinement(苦痛の軽減)を義務付けました。

本学においては、動物愛護法の改正を機に、文部科学省から示された指針に基づき、「九州大学動物実験規則(以下「動物実験規則」という。)」等を改訂し、適正な実験動物の飼養保管及び動物実験の実施を図っています。

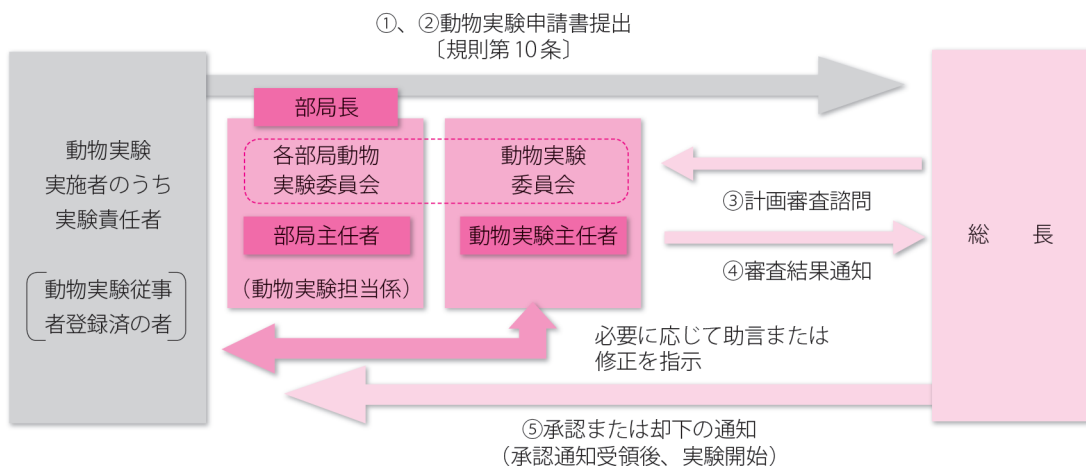
○実験動物について

「動物実験規則」において対象となる動物は、動物実験等のため、本学における施設で飼養し、又は保

・動物実験従事者の登録



・動物実験計画の審査・承認手続き



研究

管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物です。ただし、畜産に関する飼養保管の教育、試験若しくは研究又は畜産に関する育種改良及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物（一般に産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管については、この規則の適用範囲外です。

○動物実験規則で定められていること

「動物実験規則」には、適正な実験動物の飼養保管及び動物実験を行う上で遵守しなければならない事項（教育訓練、実験従事者登録、健康診断、動物実験計画の審査手順、動物実験実施者の責務等）が制定されています。

動物実験を実施する研究者は、この「動物実験規則」と「九州大学動物実験細則」及び実施部局で別に定められた内規等を遵守しなければなりません。

○実験を始めるにあたって

新たに動物実験を行う研究者は、次の手順で手続きを行うことになります。

- 注意！**
- ・実験動物を飼養保管する施設及び動物実験を行う施設は、別途設置の認可を受けていなければなりません。
 - ・実験動物を飼養保管する施設の管理責任者となるためには、事前に「実験動物管理者に対する教育訓練」を受講する必要があります。

○動物実験を行う上で、別途申請が必要となる主な制度等

①遺伝子組換え実験を伴う場合

遺伝子組換え実験を伴う場合は、別途、遺伝

子組換え実験計画書を九州大学遺伝子組換え実験安全委員会に提出し、許可を受けなければなりません。

②動物に対し麻酔薬等として麻薬・向精神薬を投与する場合

ケタミン(ケタラール)等の麻薬を使用する場合は、別途麻薬研究者免許が必要です。免許を申請する場合は、部局事務を通じて、福岡県知事(事務担当：福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係)に申請書を提出します。

ペントバルビタール等の向精神薬を使用する場合は、使用・保管実験室が向精神薬試験研究施設であることが必要です。向精神薬試験研究施設として登録されていない場合は、部局事務を通じて、九州厚生局長(事務担当：厚生労働省九州厚生局麻薬取締部)に申請書を提出します。

★もっと詳しく知るには

動物実験に関するホームページ(関連規則、教育訓練の開催予定など)

<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/animal/>

◆問合せ先

研究推進部学術研究推進課管理係

092-802-2387、2388、2389、7137(内線)

遺伝子組換え実験

遺伝子組換え実験を行うにあたっては、遺伝子組換え生物等の環境中への拡散防止及び実験の安全確保のために、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」及び関係法令並びに学内規程を遵守することが必要です。

○遺伝子組換え実験承認手続き

遺伝子組換え実験を開始する際は、実験責任者が、実験計画書を作成し、所属部局の安全主任者の確認を受けた後、所属部局長に実験計画書を提出します。実験計画書は遺伝子組換え実験安全委員会で審査され、審査結果は所属部局長を通じて実験責任者に通知されます。実験は、承認通知を受けてから開始してください。

なお、実験には次のとおり大臣確認実験及び機関承認実験があります。

・大臣確認実験

計画している遺伝子組換え実験が、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」別表第一(第4条関係)に掲げられているもの。

遺伝子組換え委員会による事前審査を経た後に、文部科学大臣による確認を受ける必要がある。

・機関承認実験

上記以外の実験。

※哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を用いて実験を行う場合は、別途、動物実験計画書を九州大学動物実験委員会へ提出し、許可を受けなければなりません。

○遺伝子組換え生物等の譲渡及び譲受に係る手続き

遺伝子組換え生物等を譲渡する際は、譲渡者は譲渡先に明確な使用計画があることを確認した後に、譲渡する必要があります。その際、譲渡する遺伝子組換え生物等についての情報提供を文書等で行う必要があります。このため、本学では遺伝子組換え生物等の譲渡に係る情報提供書、遺伝子組換え生物等の搬入に係る確認書などの様式を作成しています。また、譲渡後は速やかに譲渡届出書を所属部局長を経て総長に提出する必要があります。

○遺伝子組換え生物等の輸出入に係る手続き

遺伝子組換え生物等を輸出する際は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則」に定める様式第12により輸出先へ輸出する遺伝子組換え生物等の情報を提供する必要があります。

(輸入する際の様式の指定はありません。)

なお、ロックアウトマウスなどの動物を宿主とした遺伝子組換え生物を輸入する際には、あらかじめ当該遺伝子組換え生物を用いた実験計画書を申請し承認を受ける必要があります。

また、輸出入後は速やかに譲渡届出書を所属部局長を経て総長に提出する必要があります。

※譲渡手続は、有体物管理センターのHP上で、必要書類を作成及び提出手続きを行うことができます。

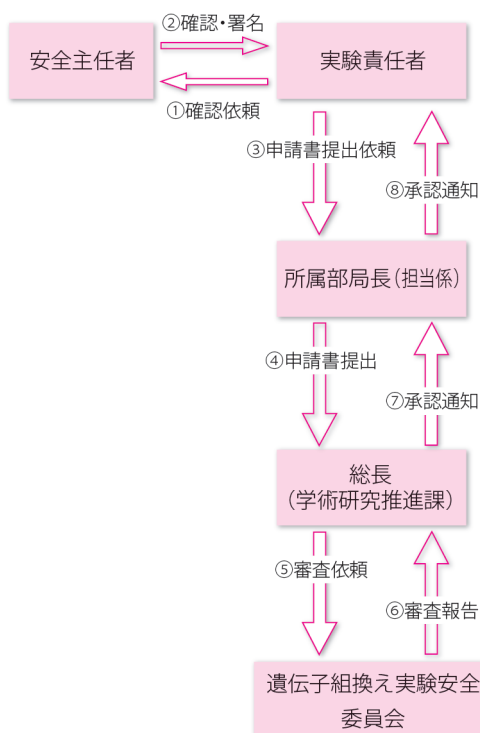
○遺伝子組換え実験室の認可手続き

P1以外の実験を行う場合、遺伝子組換え実験安全委員会の認可を受けた実験室で行う必要があります。認可を受ける際は、実験室の管理責任者が拡散

防止措置認可願及び実験室の図面を所属部局長を通じて総長へ提出し認可を受ける必要があります。

※哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を取り扱う場合は、別途、実験動物飼育保管施設または動物実験室の設置認可を得る必要があります。

遺伝子組換え実験計画 申請・審査の流れ



★もっと詳しく知るには

- 九州大学 遺伝子組換え実験ホームページ
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/dna/>
- 九州大学遺伝子組換え実験安全管理規則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/278/2004kisoku082.pdf/1>
- 九州大学遺伝子組換え実験安全管理細則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/279/2004saisoku012.pdf/1>
- 九州大学有体物管理センター
<http://mmc-u.jp/>
- 文部科学省 ライフサイエンスの広場 遺伝子組換え実験
<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/anzen.html#kumikae>

- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n790_01.pdf

◆問合せ先

- 研究推進部学術研究推進課管理係
092-802-2387、2388、2389、7137(内線)

研究用微生物の取扱い

研究用微生物は、病原体の取扱いを誤った場合には、研究者自身や同室者、さらには第三者にバイオハザードを引き起こす原因となるため、感染症等の関係法令及び学内規程を遵守し、病原体の適切な取り扱いと管理を行うことが必要です。

○学内手続き

研究用微生物を新たに実験に利用又は保管する場合は、研究用微生物の種類等に応じて、次のとおりの手続きが必要です。

また、実験の申請及び届出は毎年度行わなければならない、使用を終了する場合には終了届を提出する必要があります。

- ・**レベル2**(微生物、きのこ類及び寄生虫のうち、哺乳動物等に対する病原性が低いもの)

レベル2の微生物を新たに実験に利用又は保管しようとする際は、管理部局長へ様式第1号(微生物取扱届出書)の提出が必要です。

- ・**レベル3・4**(微生物及びきのこ類のうち、哺乳動物等に対する病原性が高く、かつ、伝播性のあるもの)

レベル3・4の微生物を実験に利用若しくは保管を行う際は、様式第2号(微生物取扱申請書)を管理部局長を経て総長に申請し、承認を得ることが必要です。

また、供与を行う際は、様式第3号を管理部局長を経て総長に申請し、承認を得ることが必要です。

※研究用微生物のレベルは、九州大学研究用微生物安全管理細則第2条を参照下さい。

※様式は、九州大学遺伝子組換え実験ホームページ内にあります。

※遺伝子組換え実験安全委員会の認可を受けた遺伝子組換え実験室(P1、P2、P3)を研究用微生物

物実験室(レベル1、2、3)として使用することができます。

★もっと詳しく知るには

- ・厚生労働省 感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kekaku-kansenshou17/03.html

- ・九州大学 遺伝子組換え実験ホームページ

<http://ura.kyushu-u.ac.jp/dna/>

- ・研究開発二種告示(※研究用微生物のレベル参考資料)

http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n648_02.pdf

- ・九州大学研究用微生物安全管理規則

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/280/2004kisoku083.pdf/1>

- ・九州大学研究用微生物安全管理細則

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/281/2004saisoku011.pdf/1>

◆問合せ先

- ・研究推進部学術研究推進課管理係

092-802-2387、2388、2389、7137(内線)

安全保障輸出管理

国際社会においては、国際的な平和及び安全の維持の観点から、大量破壊兵器等の拡散防止や通常兵器の過剰な蓄積を防止するための輸出管理＝安全保障輸出管理を厳格に行うことが求められており、これを受けて我が国では、平和国家としての立場から、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号、以下「外為法」と呼びます。)に基づき、国際的な平和及び安全の維持の妨げになると認められる「貨物の輸出」と「技術の提供」について、事前に経済産業大臣の許可を得ることが義務付けられています。

○貨物の輸出

外為法に基づき規制を受ける「貨物の輸出」とは、内国貨物(貴金属(金を主たる材料とするもの)、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産)を外国に向けて送り出すことをいいます。例えば、以下のような行為はこれに該当します。

- ・海外出張時の試料、部品、試作品、機器等の手荷物としての持出し

- ・海外の研究機関や研究者への装置、試料、試作品等の送付や貸与
- ・海外で開催される学会・シンポジウム等への装置等の出品 等

輸出する貨物の品目・仕様、輸出先によっては、輸出前に経済産業大臣の許可を得る必要がありますが、店頭販売されている一般的なノートパソコン等を海外渡航の際に自己使用のために持ち出す行為については、基本的には経済産業大臣の許可を得る必要はないと解されています。

○技術の提供

外為法に基づき規制を受ける「技術の提供」とは、貨物を設計、製造又は使用するために必要な特定の情報(＝技術)を、技術データ・技術支援の形態により、外国において、あるいは非居住者に対して提供することをいいます。有償無償は問いません。例えば、以下のような行為はこれに該当します。

- ・海外の共同研究先等又は個別の研究者への技術資料・プログラム等の提供
- ・研究員、留学生、研修生、見学者等への指導・説明
- ・海外の研究機関に対する特許使用許諾に伴うノウハウ等の提供 等

提供する技術の内容、提供地、提供相手の居住者／非居住者の別によっては、提供前に経済産業大臣の許可を得る必要がありますが、次のような場合はその必要はありません。

- ・新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
- ・学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- ・工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
- ・ソースコードが公開されているプログラムの提供
- ・学会発表用の原稿あるいは展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引
- ・特定の製品の設計・製造を目的としない基礎科学分野の研究活動における技術の提供
- ・工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術の提供 等

○管理体制

本学は、安全保障輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持に教育研究機関として貢献することを目的として、九州大学安全保障輸出管理規程（平成21年度九大規程第72号）を制定し、以下のとおり管理体制を構築しました。

＊輸出管理統括責任者（理事）

本学における安全保障輸出管理を統括する者で、次に掲げる業務を行います。

- ・安全保障輸出管理の基本方針及び基本施策の決定
- ・技術の提供及び貨物の輸出に関する承認・許可
- ・安全保障輸出管理に関する教育、監査の実施 等

＊輸出管理統括部署（国際法務室）

輸出管理統括責任者を支援する部署で、次に掲げる業務を行います。

- ・安全保障輸出管理の基本方針及び基本施策の企画・立案
- ・技術の提供及び貨物の輸出に関する承認・許可手続
- ・安全保障輸出管理に関する教育、監査の企画・立案 等

＊部局輸出管理責任者（各部長）

各部局における安全保障輸出管理を主宰する者で、次に掲げる業務を行います。

- ・技術の提供及び貨物の輸出に関する審査

- ・安全保障輸出管理に関する教育その他輸出管理統括責任者が実施する業務への協力 等

＊部局輸出管理部署（所管事務部等担当係）

各部局における安全保障輸出管理の実務を実施する部署で、次に掲げる業務を行います。

- ・当該部局の役職員が行う安全保障輸出管理に関する支援
- ・部局輸出管理責任者の支援
- ・輸出管理統括部署との輸出管理に関する連絡調整 等

○許可手続

役職員は、自身又は自身が主として研究指導を行う学生等が大学の業務上のものとして貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、事前に以下の手順により輸出管理統括責任者の許可を得る必要があります。

＊役職員による確認

役職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、輸出管理統括責任者が定める方法により、以下に掲げる3つの事項について事前確認を行い、その結果を部局輸出管理責任者へ書面により報告します。

- ・当該取引が関係法令において経済産業大臣の許可を受けるべきものとして特定されている技術又は貨物及び地域に係るものであるか否か
- ・相手先の核兵器等の開発等への関与又はそのおそれの有無
- ・相手先における当該技術又は貨物の用途

＊部局輸出管理責任者による審査

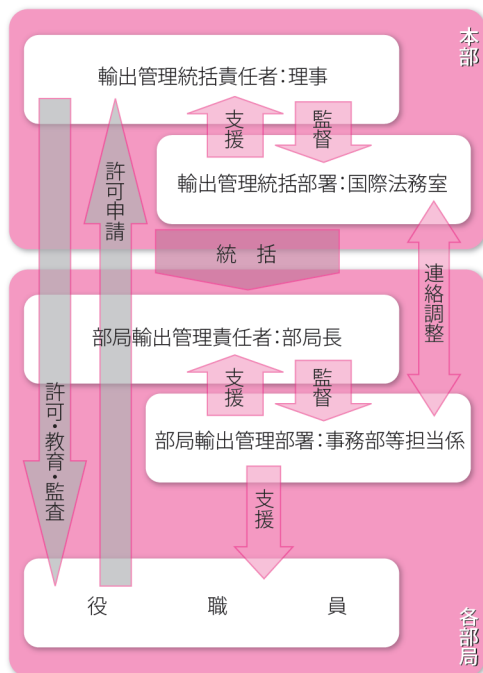
部局輸出管理責任者は、役職員からの報告を審査し、その結果を輸出管理統括責任者に書面により報告します。

＊輸出管理統括責任者による承認・許可

輸出管理統括責任者は、部局輸出管理責任者からの報告を審査の上、その承認を行うとともに、必要に応じて事前に経済産業大臣の許可を得た上で、輸出管理上の懸念がないと判断される場合は、当該技術の提供又は貨物の輸出を許可します。

＊同一性の確認

役職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行うに当たり、当該取引が輸出管理統括責任者の許可を受けたものと同一のものか確認を行わなければなりません。



★もっと詳しく知るには

- ・輸出管理統括部署のホームページ
<http://qilo.kyushu-u.ac.jp/sec.html>
- ・経済産業省のホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

◆問合せ先

国際法務室 安全保障輸出管理担当
TEL:092-642-2791 FAX:092-642-2793
E-mail:export_control@qilo.kyushu-u.ac.jp

化学物質等の管理

研究室等の管理責任者は、様々な化学物質に関する法律を遵守するとともに、学生及び教職員の安全と健康を守る義務があります。そのためには、以下に示す化学物質管理支援システムを用いた化学物質の管理及び作業環境測定対象物質のリスク調査は、必ず実施して下さい。また、実験研究を開始するに当たっては、学生に対する安全教育を行わなければなりません。

○化学物質の取扱い

化学物質の取扱いに関しては、九州大学化学物質管理規程や毒物及び劇物取締法が定められており、これらを遵守する必要があります。また、部局においても内規を定めている場合がありますので、併せて遵守する必要があります。内規については、部局によって定めが異なりますので、部局担当係に確認してください。

○化学物質管理支援システム

学内の化学物質は、パソコンを用いた全学統一のシステムで管理しています。化学物質を使われる場合は、部局等薬品管理者（各部局の保安係、用度係、施設管理係等）に所属ログインIDの交付を要求し、URL <http://chem.ofc.kyushu-u.ac.jp/iasor6/> よりシステムに入って下さい。毒物及び劇物は、取締法や本学規則に従い、使用する度に使用量や使用者等を入力しなければなりません。なお、所属ログインIDは、化学物質に関する調査や廃液等の処理依頼時にも、整理番号として利用します。

○高圧ガスの管理

高圧ガス保安法により、高圧ガスの製造・貯蔵及び消費に関し、その取扱いに規制が設けられています。

例えば、高圧ガスボンベから直接1MPa以上の圧力にて取り出した高圧ガスにて実験・研究を行う場合も高圧ガス保安法の適用を受け、県庁への届出が必要となります。実験に使用している圧力の確認をお願いします。また、次の6点を理解した上で、安全に実験を実施して下さい。①ガスの性質を熟知しておく。②漏えいさせない。③高圧ガスの圧力について認識しておく。④バルブは静かに開閉する。⑤ガスを他の目的に流用しない。⑥器具類は専用のものを用いる。

○作業環境測定

労働安全衛生法に規定されている作業環境測定対象物質（有機溶剤、特定化学物質及び粉じん）を取り扱っている研究室では、毎年、リスク調査を行っています。リスクが見込まれる場合には、その年の後期及び翌年の前期に作業環境測定を実施しています。換気等に注意し、良好な作業環境を保持して下さい。

○P R T R法の調査

地球上に蓄積している有害な化学物質は、大気、下水道、廃棄物等へ排出（移動）した量をキャンパス毎に集計し届け出る義務があります。とくに流しからは、少しでも害があると思われるものは流さないようにして下さい。排水は、常に水質を検査し、基準値を超えた場合には原因の究明を行っています。

注意！

毎年のように麻薬や向精神薬として追加指定される化学物質、規制される以前から保持している酢酸ウラニル等の核燃料物質、使用禁止となった農薬、特定毒物など注意が必要です。

化学物質は化学物質管理支援システムに登録し、チェックを受けられるようにして下さい。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学化学物質管理規程
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/>
- ・化学物質管理規程運用マニュアル
<http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/file/45a-kitei-manual.pdf>
- ・安全衛生ガイドライン
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/Qdai-only/guide-security/>

- ・化学物質管理支援システム「システム操作簡易マニュアル」

<http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

- ・廃液・廃棄物処理の手引き

<http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/05-link.html>

◆問合せ先

- ・化学物質の管理について
各部局事務部担当係
又は 環境安全センター 092-802-2591
- ・化学物質管理支援システムについて
環境安全センター
092-802-2591
- ・高圧ガスについて
環境安全衛生推進室 高圧ガス等安全管理部門
092-802-3920
- ・作業環境測定について
総務部職場環境室 安全衛生係
092-802-2263

研究成果の公開

本学の機関リポジトリ「九州大学学術情報リポジトリ(QIR)」では、教員の皆さまの研究教育成果を登録し、インターネットを通して世界へ向けて無償で公開しています。

附属図書館ウェブサイト>九大コレクション>成果文献

<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/search/browse/papers>

*九州大学学術情報リポジトリ(QIR)への登録

【登録できる人】

- ・九州大学に在籍する、または在籍したことのあ
る教職員及び大学院生

【登録できる資料】

- ・学術雑誌論文、学位論文、紀要論文、会議発表
論文、テクニカルレポート、研究報告書など

【登録方法】

- ・ご自身で登録される場合
 1. 附属図書館ウェブサイト画面上部の「ログイン」をクリック
 2. SSO-KIDでログイン
 3. マイページのリポジトリ登録(QIR)から登録
- ・図書館に登録を依頼される場合

登録を希望する資料を附属図書館QIR 担当
(qir@jimu.kyushu-u.ac.jp) までお送り下さい。

メールで 電子ファイルを添付

学内便で 印刷物や電子メディアを送付

※既に出版・公表している資料を登録する場合、
著作権処理を必要とすることがあります。
詳細は下記問合せ先までご相談ください。

*九州大学学術情報リポジトリ(QIR)の利用

登録された資料は、九大コレクション、Google
等の検索エンジンで、世界中から検索し、本文をみ
ることができます。「九州大学研究者情報」(P18参
照)ともリンクをしています。併せてご活用くださ
い。

★もっと詳しく知るには

- ・QIR 情報ページ

<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/services/qir/>

◆問合せ先

附属図書館QIR担当

TEL:092-642-2342 FAX:092-642-2330

E-mail:qir@jimu.kyushu-u.ac.jp